



中小企業者のための鹿児島県の融資制度 セーフティネット対応資金



○ どんな資金？

大型倒産や災害、経済変動で経営に影響を受けている中小企業者を支援する資金です。
大型倒産や大規模な災害（地震や台風）、不況業種に該当している等の経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障が生じている中小企業者で事業所の所在地を管轄する市町村長の認定を受けた中小企業者が利用できます。

○ 融資対象者 県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合

- 1 中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号、第6号（大型倒産、突発的災害等）までのいずれかに該当する特定中小企業者
- 2 中小企業信用保険法第2条第5項第5号、第7号及び第8号（不況業種、金融機関合理化等）のいずれかに該当する特定中小企業者

国のセーフティネット保証制度（※）に対応しています。

※セーフティネット保証制度とは

取引先企業等の倒産、取引金融機関の破綻、自然災害等により経営の安定に支障が生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、県信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う制度です。

○ 鹿児島県SDGs登録事業者、パートナーシップ構築宣言企業又はかごしま「働き方改革」推進企業は保証料が割安に！！

通常よりも0.1%引き下げ

※ 適用を受けるには「鹿児島県SDGs登録制度の登録証の写し」、「公表しているパートナーシップ構築宣言の写し」又は「働き方改革推進企業の認定証の写し」が必要です。

○ 融資条件

	融資対象者 1 の場合	融資対象者 2 の場合
融資限度額	運転資金・設備資金 5,000万円	
利率 ※金融情勢により変動 することがあります。	1年以内 年1.75% / 1年超3年以内 年1.95% / 3年超5年以内 年2.05% 5年超7年以内 年2.25% / 7年超10年以内 年2.35%	
信用保証料 (県補助後) 保証機関の基本保証料率 のうち、一部を県が負担 しています。	年0.65% 〔・鹿児島県SDGs登録事業者等〕 年0.55%	年0.62% 〔・鹿児島県SDGs登録事業者等〕 年0.52%
融資期間	運転資金 7年以内（うち据置24月以内） 設備資金 10年以内（うち据置36月以内）	
償還方法	毎月均等分割	
取扱金融機関	鹿児島銀行／南日本銀行／鹿児島信用金庫／鹿児島相互信用金庫／奄美大島信用金庫／ 鹿児島興業信用組合／鹿児島県医師信用組合／奄美信用組合／福岡銀行／肥後銀行／宮崎銀行／ 西日本シティ銀行／熊本銀行／宮崎太陽銀行／商工中金 (県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。)	
必要書類	信用保証委託申込書／県民税及び市町村民税の納税証明書／中小企業制度資金融資申込書／特定中小企業者認定書（市町村発行）／鹿児島県SDGs登録制度の登録事業者は登録証の写し／パートナーシップ構築宣言の宣言事業者は「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトで公表している宣言の写し／かごしま「働き方改革」推進企業は知事の認定証の写し／その他知事、保証機関及び取扱金融機関が必要と認める書類	

※ 連帯保証人及び担保は、保証機関の定めるところによります。

※ 新たな資金の融資が可能かどうか等については、金融機関又は保証機関へお尋ねください。

○ 融資の流れ ご相談は最寄りの商工会議所・商工会等、金融機関へどうぞ～

